

越後妻有文化ホール・サポーターズ「段サポ」実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、十日町市(以下「市」という。)の文化振興を図るた め、市又は十日町市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が越後妻 有文化ホール(以下「文化ホール」という。)で行う自主事業の固定ファ ン創出に資することを目的として実施する越後妻有文化ホール・サポー ターズ「段サポ」(以下「段サポ」という。) に関し、必要な事項を定める ものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。

 - (1) 会員 段サポの会員をいう(2) チケット キワルサイン チケット 市又は教育委員会が主催又は共催をして文化ホールで 行う催し物の入場券をいう
 - (3) 会員料金 会員に対する割引料金を設定したチケットの価格をい

(会員)

- 第3条 会員は、法人会員(任意団体を含む。)と個人会員とする。 (会員の役割)
- 第4条 会員は、文化ホールの運営に賛同し、文化ホールを活用して地域 文化の向上に努めなければならない。

(会費)

- 第5条 会費は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ当該各号 に定める金額とし、口数の上限は設けない。

 - (1) 法人会員 1 口当たり年額5,000円 (2) 個人会員 1 口当たり年額2,000円
- 既に納入された会費は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要が あると認めるときは、この限りでない。

(会員に対するサービス)

- 第6条 教育委員会は、会員に対し次のサービスを行うことができる。
 - (1) チケットの先行予約(一般販売より前にチケットを購入する機会を 提供することをいう。)の受付。この場合において、受付枚数は教育委 員会が別に定める。
 - 次に掲げる枚数のチケットを会員料金で購入できる割引券(チケット 1枚の一般料金から500円を割り引く券をいう。)の交付。この場合におい て、割引券は、次条の会員の資格を取得したときに交付する。
 - 法人会員 会費1口に対し、年間4枚個人会員 会費1口に対し、年間2枚
 - (3) 文化ホールの使用料の減免
 - (4) 定期的な文化ホールで行う自主事業などに関する情報提供

(資格の取得等)

- 第7条 会員の資格を取得しようとする者(以下「申込者」という。)は、段 サポ入会申込書(以下「申込書」という。)に会費を添えて、教育委員会に 申し込まなければならない
- 2 教育委員会は、申込書を受理したときは、当該申込者に対して段サポ会 員証(以下「会員証」という。)を交付する。

(会員証の有効期間)

第8条 会員証の有効期間は、会員証の発行の日から当該日の属する年度の 3月31日までとする。

(有効期間の更新の届出)

- 第9条 会員は、会員証の有効期間の満了後においても引き続き会員の資格 を取得しようとするときは、会員証の有効期間の満了の日までに、申込書 により教育委員会に届け出なければならない
- 2 更新後の会員証の交付については、第7条第2項の規定を準用する。

(登録事項の変更の届出)

第10条 会員は、申込書に記載した事項に変更が生じたときは、申込書によ り速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第11条 教育委員会は、会員が会員証を第三者に貸与又は譲渡をしたときそ の他教育委員会が不適当と認めるときは、会員の資格を取り消すことがで きる。

(指定管理者による管理)

第12条 十日町市越後妻有文化ホール条例 (平成29年十日町市条例第11号) 第17条第1項の規定により文化ホールの管理を指定管理者に行わせる場 合は、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条及び第11条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- (準備行為)
- 会員の募集その他のこの告示の施行のために必要な準備行為は、この告 示の施行の日前においても行うことができる。

(会員証の有効期限の特例)

- 第8条に規定する会員証の有効期間は、令和2年度に限り、同条中「当 該日の属する年度の3月31日」とあるのは「令和4年3月31日」とする。」
 - 附 則 (平成31年十日町市教育委員会告示第5号) この告示は、公布の日から施行する。
 - 附 則(令和元年十日町市教育委員会告示第23号)
 - この告示は、令和2年4月1日から施行する
 - 附 則(令和2年十日町市教育委員会告示第24号)
 - この告示は、公布の日から施行する。
 - 附 則(令和5年十日町市教育委員会告示第1号)
 - この告示は、令和5年4月1日から施行する。